

2020年6月

法改正による変更と誤植による訂正箇所をお知らせいたします。誤植については、お詫び申し上げます。これに伴い、【社労士V2020年受験 横断・縦断超整理本】の記述を下記のように改めてください。

社労士V2020年受験 横断・縦断超整理本 第1章改訂正表		
	訂正前	訂正後
P11 4行目	教育訓練を受けた場合に <u>必要な給付</u>	教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に <u>必要な給付</u>
P12 雇用法(1条)	教育訓練を受けた場合に <u>必要な給付</u>	教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に <u>必要な給付</u>
P24 ◆雇用法の短期雇用特例被保険者	次のいずれにも該当しない者	次のいずれにも該当しない者(日雇労働被保険者を除く)
P54 全文差し替え	<p>エ 平成31年度の改定率の改定</p> <p>平成31年度の改定の基礎となる物価変動率は1.0% (1.010)、名目手取り賃金変動率は0.6% (1.006) となった。また、調整率は▲0.2% (0.998) となった。さらに、前年度から繰り越されたマクロ経済スライドの未調整分(キャリーオーバー分)があり、その分である特別調整率が▲0.3% (0.997) であった。</p> <p>物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき(物価変動率又は名目手取り賃金変動率が1を下回るときを除く。)は、新規裁定者・既裁定者のいずれも「名目手取り賃金変動率(1.006)×調整率(0.998)×前年度の特別調整率(0.997)÷1.001」とされた。このように、改定の基準が「1.001」とされたことから、平成31年度の改定率は、新規裁定者・既裁定者ともに、</p>	<p>エ 令和2年度の改定率の改定</p> <p>令和2年度の改定の基礎となる物価変動率は0.5% (1.005)、名目手取り賃金変動率は0.3% (1.003) となった。また、調整率は▲0.1% (0.999) となった。なお、令和元年度の特別調整率は「1」となっており、未調整分は発生していない。</p> <p>調整期間における改定率の改定の基準は、本来は、新規裁定者については「名目手取り賃金変動率×調整率×前年度の特別調整率」、既裁定者については「物価変動率×調整率×前年度の基準年度以後特別調整率」であるが、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき(物価変動率又は名目手取り賃金変動率が1を下回るときを除く。)は、新規裁定者・既裁定者ともに「名目手取り賃金変動率」を用いて改定することが規定されている。</p> <p>「名目手取り賃金変動率(1.003)×調整率(0.999)×前年度の特別調整率(1.000)÷1.002」とされた。このように、改定の基準が「1.002」と</p>

	「0.999」とされた。調整期間における改定率の改定の基準は、本来は、新規裁定者については「名目手取り賃金変動率×調整率×前年度の特別調整率」、既裁定者については「物価変動率×調整率×前年度の基準年度以後特別調整率」であるが、上記により、平成31年度の年金額改定においては、例外規定が適用された。	されたことから、令和2年度の改定率は、新規裁定者・既裁定者ともに、「1.001」（＝令和元年度の改定率（0.999）×「1.002」）とされた。
P57 解答 問3	失業等給付を受ける権利	失業等給付及び育児休業給付を受ける権利
P58 雇用法 原則	失業等給付を受ける権利	失業等給付及び育児休業給付を受ける権利
P59 解答 問2	失業等給付として支給を受けた	失業等給付及び育児休業給付として支給を受けた
P60 雇用法 原則	失業等給付として支給を受けた	失業等給付及び育児休業給付として支給を受けた
P68 雇用法 行為・内容 3か所	失業等給付	失業等給付及び育児休業給付
P84 厚年法 料率表	平成31年4月時点	令和2年4月時点
	1,000分の <u>157.70</u>	1,000分の <u>161.24</u> (実際は149.73)
P85 17行目	(特定付加保険料・特例付加保険料に係るものは除く)	削除

・P84 ③ 国年法の図表を差し替えてください。

種類	額（令和2年）	額（令和3年）
月額保険料	16,540円（17,000円×0.973）	16,610円（17,000円×0.977）
付加保険料	400円	

社労士V2020年受験 横断・縦断超整理本 第1章 改訂正表

	訂正前	訂正後
P86 ⑤ 徴収法	雇用保険率（平成31年度）	雇用保険率（令和2年度）

・P86 徴収法の図表を差し替えてください。

※負担割合

	二事業 (事業主負担)	事業主 (失業等給付・育 児休業給付の保険料率)	被保険者 (失業等給付・育 児休業給付の保険料率)
一般の事業	3/1.000	3/1.000	3/1.000
特掲事業のうち農林水産 業・清酒の製造の事業	3/1.000	4/1.000	4/1.000
建設の事業	4/1.000	4/1.000	4/1.000

平成 31 年度と保険料率に変更はないが、失業等給付から育児休業給付を分離し、独立した給付として位置付ける改正が行われた。

社労士V2020年受験 横断・縦断超整理本 第1章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P92 延滞金 ※2	平成 31 年中	令和 2 年中
P96 [問 2]	雇用継続給付(高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。)に要する 100 分の 55	雇用継続給付(介護休業給付金に限る。)に要する 100 分の 10
P98 雇用法	⑥雇用継続給付(⑧を除く)	⑥雇用継続給付(介護休業給付金に限る)
P98 雇用法 ⑧高年齢雇用継続給付の下に追加		育児休業給付金 8 分の 1 ※1
P99 表下	※1 当分の間、これらの額の 100 分の 55	※1 当分の間、これらの額の 100 分の 55 (平成 29～令和 3 年度までの各年度においては 100 分の 10)
P102 表内 雇用法	(未支給の失業等給付)	(未支給の失業等給付及び育児休業給付)

・P104 記録の保存義務の図表(労基法～徴収法)を差し替えてください。

保存期間	2 年	3 年	4 年	5 年
労基法	/	○	/	○※1
安衛法		○		○※2
労災法		○		/
雇用法	○	○※3		
徴収法	/	○	○※4	/

※1 賃金台帳等の書類保存義務は、当分の間は 3 年

※2 労働安全衛生規則に基づく健康診断個人票、面接指導結果記録、ストレスチェック結果記録

※3 被保険者に関する書類

※4 雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿

社労士V2020年受験 横断・縦断超整理本 第1章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P105 [問2]	失業等給付の支給を受け	失業等給付 <u>等</u> の支給を受け
P106 [問7]	これを行行使することができる時から	その支給すべき事由が生じた日から
P107~108 時効 労基法		下図参照
雇用法	①失業等給付	①失業等給付等
厚年法	※3	※4
国年法	※3	※4
P108	※1 一般の債権として5年の消滅時効	※1 一般の債権として、 <u>権利を行</u> <u>使することができることを知った</u> <u>時から5年又は権利を行</u> <u>使することができる時から10年の消滅時効</u>
	※2 民法の規定により5年である。	※2 <u>民法の規定により、権利を行</u> <u>使することができることを知った</u> <u>時から5年又は権利を行</u> <u>使することができる時から10年である。</u>
		※3 <u>当分の間は3年</u>
	※3 当該権利に基づき…	※4 当該権利に基づき…

・P107 時効の図表（労基法）を差し替えてください。

	時効期間 2年	時効の 起算日等	時効期間 5年	時効の 起算日等
労基法	①災害補償 ②年次有給休暇請求権	支給要件を満たした日の翌日	①賃金※3 ②退職手当	就業規則又は退職金 支給規定に定める支給時期

社労士V2020年受験 横断・縦断超整理本 第1章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P114 図内	②失業等給付に関する処分	②失業等給付 <u>及び育児休業給付に</u> <u>関する処分</u>
P114 雇用法71条	失業等給付に関する処分	失業等給付 <u>及び育児休業給付に</u> <u>関する処分</u>

社労士V2020年受験 横断・縦断超整理本 第2章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P176 3行目	<u>年5分の単利</u> で割り引いた額	<u>算定事由発生日における法定利率</u> で割り引いた額
P199 労災法 他の給付	<u>年5分の単利</u> で割り引いた額	<u>算定事由発生日における法定利率</u> で割り引いた額

P245 ① 60歳前半の在職老齢年金と② 60歳台後半の在職老齢年金の表下	(平成31年度)	(令和2年度)
P250 脱退一時金の額差し替え	「基準月」が平成31年度にある場合) <u>49,230円</u> <u>98,460円</u> <u>147,690円</u> <u>196,920円</u> <u>246,150円</u> <u>295,380円</u>	「基準月」が令和2年度にある場合) <u>49,620円</u> <u>99,240円</u> <u>148,860円</u> <u>198,480円</u> <u>248,100円</u> <u>297,720円</u>
P257 支給額	(常時介護) <u>165,150円</u> <u>70,790円</u> (随時介護) <u>82,580円</u> <u>35,400円</u>	(常時介護) <u>166,950円</u> <u>72,990円</u> (随時介護) <u>83,480円</u> <u>36,500円</u>
P262 13～14行目	(平成26年3月31日に軽減特例措置の対象となっていた者は100分の10)	削除
P268 雇用継続給付の表内	育児休業給付金	削除
P268 表下	失業等給付の他、雇用保険二事業	失業等給付の他、育児休業給付、雇用保険二事業
P269 雇用継続給付	①高年齢雇用継続給付 ②育児休業給付金 ③介護休業給付金	①高年齢雇用継続給付 ②介護休業給付金

・P274 ◎上限額の表を差し替えてください。(変更箇所)

離職日における年齢区分	賃金日額	基本手当の日額
30歳未満	13,630円	6,815円
30歳以上45歳未満	15,140円	7,570円
45歳以上60歳未満	<u>16,660円</u>	<u>8,330円</u>
60歳以上65歳未満	15,890円	7,150円

社労士V2020年受験 横断・縦断超整理本 第2章 改訂正表

	訂正前	訂正後
P289 種類	一般教育訓練	一般教育訓練 <u>特定一般教育訓練</u>
P289 一般教育訓練の支給要件 追加	支給要件期間が3年以上である者(※1)であって、雇用の・・・(以下「一般教育訓練」という)を受け、修了した者	①支給要件期間が3年以上である者(※1)であって、雇用の・・・(以下「一般教育訓練」という)を受け、修了した者

		<p><u>② 支給要件期間が3年以上である者（※1）であって、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練のうち速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練（専門実践教育訓練を除く。以下「特定一般教育訓練」という。）を受け、修了した者</u></p>
<p>P 291 一般教育訓練の支給申請手続 追加</p>	<p>一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、・・・、一般教育訓練を修了した日の翌日から起算して1箇月以内に管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。</p>	<p><u>①教育訓練給付対象者は、一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、・・・、一般教育訓練を修了した日の翌日から起算して1箇月以内に管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>②(イ)特定一般教育訓練受講予定者は、当該特定一般教育訓練を開始する日の1箇月前までに、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票に、担当キャリアコンサルタントが、当該特定一般教育訓練受講予定者の就業に関する目標その他職業能力の開発及び向上に関する事項について、キャリアコンサルティングを踏まえて記載した職務経歴等記録書等を添えて、管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(ロ)教育訓練給付対象者は、特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、当該教育訓練給付金の支給に係る特定一般教育訓練を修了した日の翌日から起算して1箇月以内に、教育訓練給付金支給申請書に特定一般教育訓練修了証明書、当該教育訓練給付金の支給に係る特定一般教育訓練の受講のために支払った費用の額を証明することができる書類等を添えて、管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。</u></p>

P 291 専門実践教育訓練の支給申請手続 下から10行目	職務経歴等記録書（ <u>専門実践教育訓練受講予定者を雇用する適用事業の事業主が専門実践教育訓練を受講することを承認した場合は、その旨を証明する書面</u> ）、運転免許証その他の専門実践教育訓練受講予定者が本人であることを確認することができる書類等を添えて	職務経歴等記録書、運転免許証その他の専門実践教育訓練受講予定者が本人であることを確認することができる書類、 <u>過去に特定一般教育訓練を受けた場合にあっては、過去に受けた特定一般教育訓練又は専門実践教育訓練によるキャリア形成等の効果等を把握することができる書類等を添えて</u>
P 293 表の欄外	※1 当分の間、初めて <u>一般教育訓練</u> を受けようとする者	※1 当分の間、初めて <u>一般教育訓練・特定一般教育訓練</u> を受けようとする者
P 295 支給要件の支給限度額 2か所	<u>363,359円</u>	<u>363,344円</u>
P 297 支給額	休業開始時賃金日額×支給日数（※3）× <u>100分の40（※4）</u>	休業開始時賃金日額×支給日数（※3）× <u>100分の50（休業開始から180日目までは100分の67）</u>
	※4 当分の間、 <u>100分の50（休業開始から180日目までは100分の67）</u>	削除
P 298 割合 4行目	<u>100分の40（※1）</u> 相当額を超え、	<u>100分の30（休業開始から180日目までは100分の13）</u> 相当額を超え、
P 298 割合 6行目	<u>100分の40（※1）</u> 相当額以下	<u>100分の30（休業開始から180日目までは100分の13）</u> 相当額以下
P 298 給付額 6行目	休業開始時賃金日額×支給日数× <u>100分の40（※2）</u>	休業開始時賃金日額×支給日数× <u>100分の50（休業開始から180日目までは100分の67）</u>
P 298 表の欄外	※1 当分の間、 <u>100分の30（休業開始から180日目までは100分の13）</u>	削除
	※2 当分の間、 <u>100分の50（休業開始から180日目までは100分の67）</u>	削除
P 300 支給欄の賃金日額の上限度額	<u>16,670円</u>	<u>16,660円</u>
P 308 10行目	<u>363,359円</u>	<u>363,344円</u>
P 322 6行目・9行目	<u>法定利率（年利5分）</u> による	<u>算定事由発生日における法定利率</u> による
P 322 下から2行目	<u>法定利率</u> により	<u>算定事由発生日における法定利率</u> により

社労士V2020年受験 横断・縦断超整理本 第3章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P337 記憶ポイント 3 行目	<u>被保険者氏名変更届</u>	削除
P338 3番目	<u>被保険者が氏名を変更した場合／被保険者氏名変更届／当該被保険者に係る所定の届出又は当該被保険者が事業主を経由して行う支給申請手続の際</u>	削除
P340 下から2行目	<u>社会保険適用事業所の事業主で労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託していない継続事業は、年金事務所を経由することもできる。</u>	①一元適用事業であって労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託しないものの事業主及び労災保険に係る保険関係のみが成立している事業主が、保険関係成立届の提出に併せて健康保険法及び厚生年金保険法の規定による新規適用届又は雇用保険法の規定による適用事業所設置届を提出する場合 →年金事務所又は所轄公共職業安定所長を経由して提出することができる。 ②一元適用事業であって労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託しないものうち雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業の事業主が、保険関係成立届の提出に併せて健康保険法及び厚生年金保険法の規定による新規適用届又は雇用保険法の規定による適用事業所設置届を提出する場合 →年金事務所又は所轄労働基準監督署長を経由して提出することができる。 ③社会保険適用事業所の事業主で労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託していない継続事業（上記①及び②に掲げる場合を除く）は、年金事務所を経由して提出することができる。
P341 下から1行目	<u>※3 労働保険事務組合に委託しない継続事業は、年金事務所を経由して提出することができる。</u>	<u>※3 一定の場合には、年金事務所、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長を経由して提出することができる。</u>



P 355 被保険者の届出、 ※1以下の番号(表下も含む)	資格取得の届出 ※1 ※2 ※3	資格取得の届出 ※1 ※2 ※3 ※4
P 355 表下に追加		※1 20歳に達したことにより第1号被保険者の資格を取得する場合で、厚生労働大臣がその者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることにより20歳に達した事実を確認できるときは、届出不要。
P 358 20歳前障害基礎年金の受給権者に係る所得状況の届出	厚生労働大臣が市町村長から国年法108条2項の規定により資料の提供等を受けることにより、当該受給権者の所得について確認できるとき又は当該障害基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは届出不要	前年の所得に関する当該書類が提出されているとき、厚生労働大臣が市町村長から国年法108条2項の規定により資料の提供等を受けることにより、当該受給権者の所得について確認できるとき又は当該障害基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは届出不要
P 359 母子福祉年金又は準母子福祉年金が裁定替えされた遺族基礎年金の受給権者に係る所得状況の届出	前年の所得に関する当該書類が提出されているとき又は当該遺族基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは届出不要	前年の所得に関する当該書類が提出されているとき、厚生労働大臣が市町村長から国年法108条2項の規定により資料の提供等を受けることにより、当該受給権者の所得について確認できるとき又は当該遺族基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは届出不要
巻末 横断縦断整理D V D発売広告		本年度の発売は、予定がありません。